

平成 28 年 10 月 17 日

各私立学校設置学校法人理事長 様

岩手県総務部法務学事課私学・情報公開課長

私立学校振興費（運営費）補助金事務取扱要領の一部改正について

このことについて、別添新旧対照表のとおり改正し、平成 29 年度分の補助金から適用することとしたので通知します。

なお、改正後の要領を参考送付します。

記

1 改正の内容

別添新旧対照表のとおり

- (1) 高等学校（全日制課程）の補助金について、「定員遵守状況割」の算定方法を改める。
- (2) 別紙 1 「学校法人における補助金の減額について」において、減額の対象となる項目に「(8) 学則に定めた定員を著しく超過している場合」を追加し、その減額方法を定める。

2 改正の経緯

学校教育の適正な運営を損なうおそれが大きい定員超過の是正を促進するため、定員超過校に対する補助金減額措置の強化を図るもの。

3 適用時期

定員遵守状況割の改正については、平成 29 年度 1 学年から順次学年進行で適用するものであり、平成 31 年度に完全実施となるもの。

	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
1 学年	改正後の規定	改正後の規定	改正後の規定
2 学年	改正前の規定	改正後の規定	改正後の規定
3 学年	改正前の規定	改正前の規定	改正後の規定

4 その他

当該要領の改正が全学年に適用される年を目途に、定員遵守状況を勘案し、必要に応じて制度の見直しの検討をする予定であること。

担当：私学振興担当 阿部
TEL : 019-629-5042
FAX : 019-629-5049
E-MAIL : AH0007@pref.iwate.jp